

# 報 道 資 料

令和 2 年 8 月 2 1 日  
総務部法務文書課  
県政情報公開係 橋本、田中  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2349

## 奈良県情報公開審査会の第 2 3 8 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 1 9 6 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和 2 年 8 月 2 0 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（交通指導課）
- ◎ 対象行政文書：交通違反者の権利回復を図ったもの。
  
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：不開示決定
  - 不開示理由：行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であり、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されなかったため。
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

行政文書の特定について

審査請求人は、本件開示請求に係る行政文書開示請求書において、「交通違反者の権利回復を図ったもの」（以下「本件対象文書」という。）の開示を求める旨記載している。

諮問実施機関は、本件対象文書について、開示請求書に記載されていた行政文書の名称等では文書の特定ができない旨を記載して、条例第 6 条第 2 項の規定に基づき本件補正通知を行ったが、審査請求人がこれに応じなかったことから、条例第 1 1 条第 2 項の規定に基づき本件決定を行った旨説明しているため、以下検討する。

条例第 6 条第 2 項は、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認められるときは、開示請求をした者に補正を求めることができる旨規定しており、同項の規定により、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合には、当該開示請求に対して条例第 1 1 条第 2 項に基づき不開示決定を行うことになると解されている。

この点について、諮問実施機関は、「交通違反者の権利」及び「権利回復を図る」の意味について文書が特定できるよう具体的に示すよう補正事項を示し、1 1 日間の期間を定めたうえで、本件補正通知を行った旨説明している。

そうすると、本件開示請求に係る開示請求書の「交通違反者の権利回復」という記載から本件対象文書を特定ができないなどの形式的不備があったか否かが問題となる。

条例第 4 条では、行政文書の開示請求をする者は、この条例の目的に則し、適正な請求をすることが求められているところであるが、当該規定の趣旨は、県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有する諸活動を県民に説明する責任が全うされるようにするものであるとともに、開示請求をする者には、自らが開示を求める文書を正確に記載することが求められているものと解するのが相当である。

そして、一般に国民に認められた権利は多種多様であることから、審査請求人がいう「交通違反者の権利回復」について、国民に認められた権利のうち、交通違反者のいかなる権利喪失及び回復を指すのかを、本件開示請求に係る開示請求書の記載から実施機関が判断することは極めて困難であると認められる。

したがって、このような開示請求は、一般に、社会通念上是認できる開示請求の範囲を超えるものであって、実施機関が本件開示請求に対応する行政文書を特定することができないと考えるのが相当であることから、本件開示請求の内容には形式的不備があると認められる。

また、審査請求人は、審査請求書において、開示請求の趣旨が、不当又は違法に違反告知を受けた者の不利益処分の救済措置に関する情報であることは補正をせずとも明らかである旨主張しているが、当審査会が本件補正通知を見分したところ、補正を要する事項欄に「「交通違反者の権利」及び「権利回復を図る」の意味について文書が特定できるよう具体的に記載して下さい。」と記載されていた。このことから、審査請求人は、少なくとも本件補正通知を受領した時点において、実施機関が本件開示請求に係る開示請求書の記載から審査請求人が開示を求めている行政文書を特定できていないことについて認識し得たものと認められる。

そして、本件補正通知に係る補正期間も十分設けられ、また、補正の参考となる情報も提供されていることから、当該補正通知の内容が妥当性を欠くものであるとは認められない。

以上のことから、本件開示請求においては、条例第6条第1項第2号に規定する「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」が実質的に記載されていないことから、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても補正されなかったため不開示とした実施機関の決定は是認できると判断する。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成25年	1月30日		
② 決定	平成25年	2月19日	付けで不開示決定	
③ 審査請求	平成25年	3月2日		
④ 諮問	平成25年	3月14日		
⑤ 経過	令和2年	3月25日	第240回審査会	審議
	令和2年	5月29日	第241回審査会	審議
	令和2年	6月24日	第242回審査会	審議
	令和2年	7月29日	第243回審査会	審議